生活環境影響調査について(案)

1 趣旨

生活環境影響調査は、廃棄物処理法において、市町村が設置する一般廃棄物処理施設について実施が義務づけられているもので、施設の設置者は、国から示された「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針(以下「指針」という。)」に基づき、計画段階で、その施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響の調査を実施し、その結果を踏まえ、地域ごとの生活環境に配慮した対策を検討したうえで、施設の計画を作成するものである。

2 指針の概要

(1) 目的

指針は、生活環境影響調査が、より適切で合理的に行われるよう、同調査に関する技術的な事項を現時点の科学的知見に基づき、とりまとめたものであり、廃棄物処理施設の種類別に、調査事項や具体的な項目の設定方法および設定した事項・項目についての調査の標準的な方法を示したものである。

(2) 調査事項・項目

調査事項は、指針に基づき、廃棄物処理施設の稼働ならびに当該施設に係る廃棄物運搬車両の搬出入に伴って生じる生活環境への影響に関するものとし、大気質、騒音、振動、悪臭について調査を行う。

なお、水質については、排水を公共用水域に排出せず、下水道法の規定に基づく下水排除基準を満たすよう処理を行ってから公共下水道へ排除することから、 調査は不要となる。

指針における、生活環境影響要因と調査項目は、表1のとおりである。

表1 指針による調査項目

生活環境影響調査項目		生活環境影響要因				
		煙突排ガス の排出	施設排水 の排出	施設の稼働	施設からの 悪臭の漏洩	廃棄物運搬 車両の走行
大気質	二酸化硫黄	0				
	二酸化窒素	0				0
	浮遊粒子状物質	0				0
	塩化水素	0				
	ダイオキシン類	0				
	その他必要な項目					
騒音	騒音レベル			0		0
振動	振動レベル			0		0
悪臭	特定悪臭物質濃度	0			0	
	または臭気指数(臭気濃度)				O	
水質	生物化学的酸素要求量		*			
	または化学的酸素要求量					
	浮遊物質質量					
	ダイオキシン類					
	その他必要な項目					

※ 水質に係る項目について、生活環境影響調査報告書に実施しなかった理由を記載する。

(3) 調査対象地域

ア 大気質

- (7) 煙突排ガスによる影響の調査対象地域は、**1 大気拡散式から推定される **2 最大着地濃度出現距離を考慮して設定する。
- (4) 廃棄物運搬車両による影響の調査対象地域は、交通量が相当程度変化する 主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地域とする。
- ※1 大気中に放出された物質が拡散していく現象を予測するための式
- ※2 煙突より排出された規制物質が地上に到着するときの最大濃度

イ 騒音および振動

- (7) 施設の稼働による影響の調査対象地域は、騒音および振動が相当程度変化する地域に人家等が存在する地域とする。
- (4) 廃棄物運搬車両による影響の調査対象地域は、交通量が相当程度変化する 主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地域とする。

ウ悪臭

(1) 煙突排ガスによる影響の調査対象地域は、大気質と同様の考え方で設定する。

(4) 施設からの悪臭の漏洩による影響の調査対象地域は、対象施設周辺の人家等が存在する地域とする。

3 調査に係る市の基本的な考え方

国から示された指針に記載された調査手法により、調査を行うことを基本的な考え方とし、改修後施設が現施設より施設規模が縮小されることや、平成12年度に実施したダイオキシン削減対策工事の生活環境影響調査の調査結果などを踏まえ、今後予定される基本設計において、改修後施設の基本的仕様が定まった段階で、具体的な調査事項・項目、調査対象地域等を設定する。それに基づく現況把握、予測、影響の分析(環境保全措置の検討)を行い、「生活環境影響調査書」として取りまとめるものとする。図1に調査の基本的な流れを示す。

また、現在地における大規模な改修工事であることを勘案し、工事期間中の地域住民への騒音、振動等の影響についても、基本設計を踏まえ調査の実施を検討する。

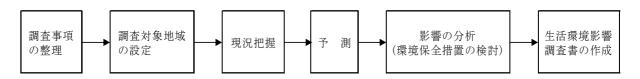


図1 生活環境影響調査の基本的な流れ

なお、生活環境影響調査書については、「函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響 調査結果の縦覧手続等に関する条例」に基づき、告示・縦覧を行い、関係住民から 生活環境の保全上の見地からの意見書提出手続き等を経て、最終的に確定すること となる。